

国際関連情報 Report from CMAC

# CMAC 会議(2017年10月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 くまがい ごろう  
 京都大学経営管理大学院客員教授 熊谷 五郎  
 IFRS 諮問会議副議長

## I. はじめに

2017年10月20日、ロンドンにおいて、国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（Capital Markets Advisory Committee、以下「CMAC」という。）が開催された。CMACは世界の財務諸表利用者が、ユーザーの立場から、会計基準に関わる専門的かつテクニカルな論点について、IASBへインプットを

行うことを目的としている。CMACは年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は財務諸表作成者による諮問会議である世界作成者フォーラム（Global Prepares Forum、以下「GPF」という。）と共同で毎年6月に開催される。

2017年10月開催のCMACの議題は図表のとおりである。以下本稿では、その概要を報告する<sup>1</sup>。

図表 2017年10月20日開催 CMAC 議事一覧

番号		議事
1	10:00-11:00	開示原則 DP
2	11:00-11:15	基本財務諸表（プロジェクト・アップデート）
3	11:15-12:15	基本財務諸表（金融機関）
4	13:15-14:15	IFRS 第13号「公正価値測定」適用後レビュー
5	14:15-15:15	IFRS 財団・レビューセッション調査

出所：IASB

1 IFRS 財団ウェブサイト CMAC のページで、資料の閲覧と録音の視聴が可能である。

## Ⅱ. 2017年10月開催CMAC会議・議事概要

### 1. 開示原則 DP

#### 本セッションの目的

本セッションの目的は、IASBの開示に関する取組みの一環として公表された、ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」(Discussion Paper、以下「開示原則DP」という。)に対して投資家から寄せられた意見をCMAC委員に紹介し、そうした投資家の意見に対するCMAC委員の見解を聞くことにあった。

#### CMAC委員の見解

開示原則DPについて、投資家及びCMAC委員の主な見解が示された章は以下のとおりであった。

#### 第2章—効果的なコミュニケーションの原則

委員の一人より、「開示原則DPに示された『効果的なコミュニケーションの原則』は、プレス・リリース等財務諸表以外の開示資料にも適用されるのか。」という質問があった。それに対して、IASBスタッフより、「本原則はあくまで、企業が作成する財務諸表への適用を前提としている。」との回答があった。それを受け、当該委員より「本原則を、財務諸表以外の開示書類にも適用する場合には、任意とすべきである。」との示唆があった。

また筆者は「これらの原則自体を否定するものではないが、本原則を会計基準に取り込むと強制適用ということになる。しかし実際に財務

諸表がこれらの原則を準拠しているかどうかを判断することは難しい。財務諸表や会計基準自体の信頼性を損なうことになりかねないために、会計基準ではなく『概念フレームワーク』の中に置かれるべきではないか。」との意見を述べた。

#### 第3章—基本財務諸表及び注記の役割

「情報が開示される場所自体にこだわりはないものの、基本財務諸表に表示されているのか、注記に開示されているのかによって<sup>2</sup>、投資家が受ける印象は異なる。」という意見があった。この委員によれば、「投資家は一般的に基本財務諸表に表示されている情報は、注記に開示されている情報よりも、監査人による保証の度合いがより高い、という印象を持っている。」とのことであった。

また筆者を含め複数の委員より、「基本財務諸表に表示される項目について、どの程度詳細に分解表示すべきか、IASBはもっと明確なガイドラインを示すべきである。」との意見があった。これらの委員は、基本財務諸表に表示されている項目が、過度に集計・要約されており、さらに詳細な項目に分解して表示しないと有用な情報が得られないケースが散見されることを指摘していた。

#### 第4章—情報の記載場所

非IFRS情報の取扱いに関して、開示原則DPは、「非IFRS情報を財務諸表内<sup>3</sup>に含めることを禁止すべきではない。」という見解を示している。この論点に関して、CMAC委員の見解は分かれた。

IFRSによって表示・開示を義務付けられて

2 IASBでは、通常、基本財務諸表に示される情報を「表示 (presentation)」と表現し、注記に示される情報を「開示 (disclosure)」と表現することが多い。開示原則DPでは、これらの単語を単独で使用せず、「表示」、「開示」という言葉に合わせて、「基本財務諸表において」、「注記において」という情報の提供場所を必ず併記することが提案されている。

3 完全な一組の「財務諸表」には、「基本財務諸表」と「注記」が含まれる。開示原則DPでは、「基本財務諸表」は「財政状態計算書 (貸借対照表)」、「財務業績計算書 (純損益及びその他の包括利益計算書)」、「キャッシュ・フロー計算書」、「持分変動計算書」の四表を指すことが提案されている。

いない、いわゆる非 IFRS 情報については、財務諸表内に含めることは、読者を混乱させミスリードすることに繋がるので認めるべきではないという意見がある一方で、企業の経済実態を包括的に理解するためには、非 IFRS 情報は有用であり、公正に表示されている限りは、財務諸表内で提供されても問題はないという、開示原則 DP の見解を支持する意見があった。

また開示原則 DP の見解を支持する意見の中にも、温度差があった。例えば、非 IFRS 情報を財務諸表に含めるとしても、開示原則 DP に示された要件の実効性を疑問視する声があった。欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority、以下「ESMA」という。）の「代替的業績指標（Alternative Performance Measures、以下「APM」という。）に関するガイドライン（以下「APM ガイドライン」という。）が施行されて以降、アニュアル・レポートにおける APM の利用が増加している。しかし、APM の開示にあたって、その利用根拠や基本財務諸表の表示項目への調整表が含まれていないケースがほとんどであって、ESMA の APM ガイドラインが有効に機能しているとはいえない。

こうした状況を受け、「非 IFRS 情報を基本財務諸表に表示する場合の要件が最終基準化される場合には、ESMA の APM ガイドライン施行時のような結果を招かないようにすべきである。」との意見があった。その一方、「企業が、IFRS 第 8 号『事業セグメント』の開示要件に従って、非 IFRS 情報を開示する場合には、開示原則 DP に示された要件は有用ではないか。」とする声もあった。また、少数ながら「開示原則 DP の要件はむしろ厳しすぎて、企業が財務諸表に非 IFRS 情報を含めることの妨

げになるおそれがあるのではないか。」という意見もあった。

#### 第 5 章—財務諸表における業績指標の使用

複数の委員から、企業の業績指標として EBITDA（Earnings Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization：利息・税金・償却前利益、以下「EBITDA」という。）が重要であるとの指摘があった<sup>4</sup>。また、業績指標が有用であるためには、明確に定義されていることと、当該業績指標の基本財務諸表上の表示項目への調整表の添付が必要である、との意見があった。例えば、IFRS によって EBITDA が定義されていることを前提に、それをアンカーとした調整後 EBITDA も、調整表付きで、かつその調整が複数期間にわたって一貫したものであるならば、有用であるとの意見が少数ながらあった。

また筆者は、「IFRS は売上高と当期純利益の表示を求めているが、それ以外の段階利益を定義していない。したがって非 IFRS 情報を IFRS 情報に調整しようにも、有用な調整を行えないのが問題である。いくつかの段階利益を IASB が明確に定義することによって、意味のある非 IFRS 情報を IFRS 情報に調整することが可能になることから、監査人の保証も可能になり、非 IFRS 情報の信頼性が高まると思う。」との意見を述べた。

必ずしも IFRS の各基準の規定によって直接的に認識・測定されるとはいえない非 IFRS 業績指標（例えば、基礎的 EBITDA など）を財務諸表に含めることを禁止すべきか否かについては、見解が分かれた。しかし、非 IFRS 情報が公正に開示されることを条件に、基本財務諸表上の表示ではなく注記に開示されるべきであるというのがコンセンサスであった。

4 後述する「基本財務諸表プロジェクト」では、各企業に共通の業績指標として、EBIT（Earnings Before Interests and Taxes：利息及び税金前利益）を財務業績計算書に表示することを要求することを検討している。

## 第6章と第8章—会計方針の開示とニュージーランド会計基準審議会スタッフの提案

会計方針の開示に関して言及した委員はほとんどなかったが、ある取引に関する会計方針は関連する注記と隣接した場所に開示すべきであるという意見があった。また、基本財務諸表上の複数の表示項目に影響する取引に関する会計方針については、より詳細な開示を求める声があった。

また、ニュージーランド会計基準審議会のスタッフのIFRS基準の開示要求の文案作成に対するアプローチについては、少数意見ながら支持する声があった。

## 2. 基本財務諸表—プロジェクト・アップデート

### 本セッションの目的

基本財務諸表プロジェクトについては、2017年6月のCMAC-GPF会議<sup>5</sup>で議論されたが、6月以降、IASBスタッフより以下の2つの提案がなされ、IASBにて審議されている。

- (a) 財務業績計算書への「投資区分 (investment category)」の導入
  - (b) 費用分析における性質別表示と機能別表示
- 本セッションの目的は、これらIASBスタッフによる2つの新提案に対するCMAC委員の見解を求めることであった。しかし議論は主に投資区分の議論に集中した。

### CMAC委員の見解

今回のCMACで大きな論点となったのは、持分法投資損益をEBITの上に表示する(EBITに含める)というIASBスタッフ提案であり、これについては見解が分かれた。また企業固有の業績指標として表示が求められる

「経営者業績指標 (management performance measure)」の計算にあたっては、EBITとの調整は表形式で示すべきであるとの意見があった。

あるCMAC委員は、ある項目が投資区分に含まれるか否かの基準は、「企業の保有する他のリソースとのシナジーがないこと」といった主観的なものではなく、「企業によって支配されていないこと」という基準の方が客観的で望ましいとの意見を述べた。また資本構成に関しては、「IASBが原則主義に基づいて資本構成を定義し、企業にも自社の資本構成を定義するにあたって一定の裁量を認めた上で、企業は自社の貸借対照表上の資本構成と整合的な形で、財務業績計算書上の財務収益と財務費用を定義することを求めるべきである。」との意見があった。別の委員からは「海外子会社からの親会社等への送金に規制がある場合には、当該海外子会社の保有する現金は資本構成に含めるべきではない。」との意見があった。

また、基本財務諸表プロジェクトに関する最初のコメント募集文書に関しては、「ディスカッション・ペーパーではなく公開草案 (Exposure Draft) として発表し、プロジェクトの完成を急ぐべきである。」との意見があった。

## 3. 基本財務諸表—金融機関

### 本セッションの目的

本セッションの目的は、金融機関の財務業績の表示にあたって有用な段階利益は何かに関して、CMAC委員の見解をIASBスタッフにインプットすることであった。

### CMAC委員の見解

今回のCMACでは以下の論点について議論

5 CMACが機関投資家やアナリストなど財務諸表ユーザーによる諮問会議であるのに対して、GPFは財務諸表作成者である企業の代表からなる諮問会議である。CMACとGPFの合同会議(CMAC-GPF会議)が年1回6月に開催されている。

された。

- (a) 銀行の財務業績を分析するにあたって有用な業績指標が財務業績計算書上に表示されているか、また過去から首尾一貫した形で表示されているか。
- (b) 銀行の財務業績について、財務諸表利用者にとって有用な業績指標を税引前利益よりも上で定義できるか。
- (c) 銀行の当該業績指標と、非金融機関にとっての EBIT は整合的か。

銀行の財務業績計算書の表示には問題があり、IASB としてこの分野の Research を行うべきである、というのが CMAC のコンセンサスであった。必ずしも上記の質問にストレートな回答とはなっていないが、CMAC における議論は以下のとおりである。

ある委員は、「大銀行の多くはコングロマリットであるために、商業銀行業務、投資銀行業務 (M&A アドバイザリーや引受業務)、トレーディング等の業務を、それぞれ別の事業として分析している。」とのことであった。その意味では、コングロマリットの業績を、連結税引前利益という 1 つの業績指標で評価することには無理がある。むしろ事業セグメント等に関わる注記開示が連結財務業績計算書より有用な情報を提供することになる。

しかし、この委員の意見では、財務業績計算書においても「機能別表示を義務付けることによって、商業銀行業務とそれ以外の業務を区別して分解表示させることは、財務諸表利用者にとって、銀行の財務業績計算書の有用性が向上すると考えられる。また、性質別の情報も有用であるが、これらは注記開示が適当である。」とのことであった。

(銀行間で一貫性に欠ける基本的業績指標の計算方法)

『『資金利益』、『利鞘』といった銀行の基本的な業績指標の計算方法に、銀行間で一貫性がない。例えば金利を表示するにあたって、性質別表示と機能別表示が混在する形となっており、実務上も各社ではばらつきが見られる。』との指摘があった。

(整合性に欠ける分母と分子の対応関係)

「銀行の RoA、RoE、リスクアセットベース RoA など銀行の業績指標を計算するにあたって、分母 (BS 情報) と分子 (PL 情報) が必ずしも対応していないことがある。基本財務諸表プロジェクトでは、こうした対応関係の改善も検討すべきである。」という意見もあった<sup>6</sup>。

(意味のない銀行の EBIT)

また、銀行の EBIT については「銀行にとって金利収益、金利費用は本業に関わる収益・費用に他ならず、EBIT は銀行の業績指標としては有用な情報を提供しない。IASB は銀行の EBIT を定義することを試みるべきではない。」ということが CMAC のコンセンサスであった。

### 今後のステップ

11 月のボード会議において、IASB スタッフは、一般事業会社 (非金融機関) の業績指標に関して、財務業績計算書に表示すべき比較可能な小計 (業績指標) に関する修正提案を行った。また金融機関の財務業績計算書の表示に関しては、今後も調査を継続していく。

6 「基本財務諸表プロジェクト」は、財務業績計算書の的を絞った改善に焦点を当てている。これらの業績指標は BS 情報と PL 情報を組み合わせた財務指標であって、財務業績計算書という基本財務諸表上の表記の問題ではなく、注記や非財務セクションにおける開示の問題である。しかし財務業績に関わるものであるため、基本財務諸表プロジェクトで扱うべきというのがこの意見の趣旨であろう。

#### 4. IFRS 第 13 号「公正価値測定」適用後レビュー

##### 本セッションの目的

本セッションの目的は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューにおいて、公正価値測定に関する改善と表示について投資家から寄せられたコメントをもとに、CMAC として議論することであった。IASB スタッフによると、現在、IASB 情報要請「適用後レビュー—IFRS 第 13 号『公正価値測定』」に寄せられたコメントに対する分析を進めているところである、とのことであった。

##### 適用後レビューに寄せられた投資家からの提案

今回の CMAC では、以下の投資家からの提案が議論された。

- (a) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について、当期中の残高変動に関する調整表添付要件の廃止
- (b) 公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 に区分される公正価値測定について、当期純利益に含まれる未実現損益の開示等、注記開示の充実
- (c) 公正価値測定に用いられる評価技法、インプットに関する開示の充実
- (d) 重要な観察可能でないインプットが、取り得る一定の幅で変化した場合の、レベル 3 に区分される公正価値測定の感応度分析に関する様々な提案

##### CMAC 委員の主な見解

それに対して CMAC 委員の主な見解は、以下のとおりであった。

- レベル 3 に区分される公正価値測定に関する開示の軽減については、幅広い支持は得られなかった。レベル 3 に区分される残高の変動に関する調整表は、懸念するに値する変化を識別することに役立つとの指摘も複数の

CMAC 委員からなされた。

- 現在レベル 2 に分類される資産が公正価値評価される資産の合計に対して 70% を占め、公正価値測定の対象となる資産の最大のカテゴリとなるため、レベル 2 の開示を追加して、レベル 3 並みの開示とするべきである、との意見があった。
- レベル 1 及びレベル 2 資産のうち、当期純利益に含まれる未実現損益に含まれる金額を追加開示することに加え、レベル 3 資産残高の変動のうち、「その他の包括利益」に含まれるものも開示すべきであるとの提案があった。
- レベル 1、2、3 といった測定値ごとの詳細開示よりも資産タイプ別の詳細開示の方が有用であるとの意見があった。
- IFRS 第 13 号の「感応度分析」という言葉はミスリーディングであって、実際は取り得るインプットの幅を示しているのだから「不確実性分析」という用語の方が適切ではないか、という意見があった。
- 筆者を含め、数名の委員から、「『その他』に分類される項目が注記開示で最大金額を占める場合があるが、そのような場合には、より細分化された開示が必要である。」との意見があった。
- 筆者は、「銀行の金融商品ポートフォリオは巨大かつ複雑で IFRS 第 13 号の開示は必ずしも有用な情報を提供できない。パーゼル規制に基づく開示によって、より詳細なリスク情報が開示されている。このような開示がなされている場合には、平時においてはレベル 3 の調整表や感応度分析の重要性は低い。『重要性』によって金融機関の開示要求を緩和してもよいではないか。」との意見を述べたが、他の参加者からは、同様の意見は聞かれなかった。
- また、上場株式の公正価値測定に関する会計

単位についても議論された。上場株式については、常に活発な市場における価格情報が入手可能であるために、会計単位が個別銘柄でなかろうと、測定値はポートフォリオ内の各銘柄について「株価×株数」の総計がポートフォリオの公正価値となる。ある保有銘柄について、株価にコントロール・プレミアム<sup>7</sup>を上乗せして公正価値測定することはあり得ない、というのがCMAC委員のコンセンサスであった。

### 今後のステップ

今後、適用後レビューに寄せられた各利害関係者の意見やCMACにおける議論を踏まえ、IASBはIFRS第13号「公正価値測定」の修正が必要かどうかを議論する予定である。

## 5. IFRS財団・レピュテーション調査

### 本セッションの目的

2017年4月に実施されたIFRS財団に対するレピュテーション調査結果をもとに、IFRS財団スタッフが財団に対する提言をまとめるにあたり、CMAC委員の見解をインプットして提言作成を支援することが本セッションの目的であった。

### CMACにおける論点とCMAC委員の見解

レピュテーション調査では、利害関係者の多くがIFRS財団・IASBの活動を高く評価していることが明らかになった。しかし、また重要な課題も明らかになった。これらの課題は、他の情報ソースから明らかになっている課題と共通である。今回のCMACで議論されたのは、以下の論点であった。

(a) IFRS財団は、いかにして利害関係者との

エンゲージメントを改善させることができるか。また質の高いエンゲージメントとはどのようなものか。

(b) CMAC委員を「IFRS財団大使」として有効に機能させるための方策はあるか。

(c) 会計基準としての質を犠牲にすることなく、新基準の開発期間を短縮することは可能か。

CMAC委員からは以下の見解が示された。

まず、多数の利害関係者にエンゲージメント活動や教育活動を行うにあたって、ソーシャルメディア、ウェビナー、ポッドキャストなど、オンライン・コミュニケーション・チャンネルを活用することの重要性が指摘された。多数の利害関係者との対話を有効に行うには、コンテンツが実践的かつ理解可能で、アクセスも容易であることの重要性が指摘された。

筆者を含め数名の委員から、投資家へのエンゲージメントにあたっては、よりの絞ったエンゲージメントの重要性が指摘された。筆者からは、「投資家等の財務諸表利用者は投資のプロであって、会計のプロではない。会計的な専門用語で質問するのではなく、投資家に理解できる言葉で語りかける必要がある。新基準における修正点に関して、会計上の専門的な質問をされても、多くの投資家は答えることができない。現在の基準についてどのような問題を抱えているか、また新基準に関する会計上の専門的な質問よりも、新基準の導入によって財務諸表にどのような影響が生じるかについて説明し、そうした影響について財務諸表利用者としてどのように考えるかを質問すべきである。」との意見を述べた。

「CMAC委員を『IFRS財団大使』として有効に機能させるための方策」という論点につい

7 コントロール・プレミアムとは、会社の支配権を獲得・維持するために、買収企業（親会社）が被買収企業（子会社）の株価（市場価格）に上乗せしてもいいと考えるプレミアムのことである。

ては、ある CMAC 委員からは「財務諸表利用者が会計基準の開発に深く関わるには、勤務先企業や上司の理解が必要不可欠である。そうした周囲の理解を得るために CMAC 委員が大変苦勞していることを、IASB スタッフも理解してほしい。」との発言があった。またそれを受けて、別の委員からは「CMAC など IASB の諮問機関等の委員の上司や勤務先企業役員に対して、それら諮問機関等の委員が IASB 関連の活動を行うことへの協力と理解を得るように、IASB として働きかけることが必要である。」との意見があった。

IFRS 財団に対するレピュテーション調査では、多くの利害関係者から、IASB における基準開発の適時性に関する疑問と懸念が示された。しかし、それに対して CMAC では、筆者を含む数名の委員が基準開発期間の短縮について慎重な意見を述べた。「新基準の開発、既存基準の改正にあたっては、品質を確保するために、幅広い利害関係者からの意見に丁寧な耳を傾けるべきであり、品質を犠牲にしてまで基準開発のスピードアップを図るべきではない。基準開発期間の短縮化ではなく、開発スピード及び完成時期に関する利害関係者の期待コントロールを目指すべきである。」というのがこれらの CMAC 委員からの提言であった。

#### 今後のステップ

IFRS 財団スタッフが、レピュテーション調査結果に基づく IASB 財団施策案を作成するにあたって、GPF など他の諮問会議体からのインプットとともに CMAC における議論も参考にされる。スタッフ提言は、トラスティー会議にかけられた後、IFRS 財団の 2018 年活動計画に反映されることになる。

### Ⅲ. まとめ

2017 年 10 月の CMAC で取り上げられた「開示原則 DP」、「基本財務諸表（プロジェクト・アップデートと金融機関の業績指標）」は、IASB の優先アジェンダである「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関わるもので、投資家の注目度、期待も高い。今回の CMAC でも、基本財務諸表や注記における情報提供の改善に関して活発な議論が展開された。

これらの議題は、筆者が参加する日本証券アナリスト協会企業会計研究会、Corporate Reporting Users' Forum Japan (J-CRUF) や、企業会計基準委員会 (ASBJ) における ASAF 対応専門委員会でも、日頃盛んに議論しているテーマである。そうした日本国内の議論も踏まえ、今回の CMAC における議論に貢献することができた。

IFRS 財団に対するレピュテーション調査は、IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) でも最重要アジェンダであった（ただし、本件に関する IFRS-AC 会議の議論の内容は非公開である。）。IFRS 財団や IASB が利害関係者とのエンゲージメントの質を高めるためにどうすべきかについて、財務諸表利用者の立場を代表する CMAC 委員より様々な示唆、提案がなされた。

次回の CMAC 会議は、2018 年 3 月 2 日に開催予定である。当該会議の概要については、改めて別号にてご報告する予定である。